

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性を踏まえ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 情報連絡本部等の設置及び初動措置

(1) 情報連絡本部の設置

- ① 町は、次の場合において必要と認めるときは、速やかに情報連絡本部を設置し、情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を整えるものとする。
 - ア 町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。
 - イ 他の市町村で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。
 - ウ その他総務課長が必要と認めるとき。
- ② 情報連絡本部は、総務課長を本部長とし、総務課職員その他総務課長が必要と認める職員をもって構成する。
総務課長は、情報連絡本部を設置した場合は、必要に応じ、県警察、自衛隊その他関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。
- ③ 情報連絡本部は、原則として、役場2階の総務課に設置する。
- ④ 町は、情報連絡本部を設置したときは、直ちに県、消防機関、県警察、自衛隊、及びその他関係機関に連絡する。

(2) 警戒本部の設置

- ① 町は、次の場合において必要と認めるときは、直ちに警戒本部を設置する。
 - ア 情報連絡本部での対応が困難と認めるとき。
 - イ 町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。
 - ウ その他町長が必要と認めるとき。
- ② 警戒本部は、町長を本部長とし、副町長、教育長、総務課長、関係課長その他町長が必要と認める職員をもって構成する。
町長は、警戒本部を設置した場合は、必要に応じ、県、県警察、自衛隊その他関係機関に連絡員の派遣を依頼するものとする。
- ③ 警戒本部は、原則として、役場2階の総務課に設置する。
- ④ 町は、警戒本部を設置したときは、直ちに県、県警察等関係機関に連絡する。
- ⑤ 警戒本部は、消防団その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- ⑥ 町は、武力攻撃事態等の認定前においては、消防法に基づく火災警報区域又は消防警戒区域の設定や救助・救急の活動状況等を踏まえ、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示や警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置を行う。
また、町長は、国、県等から入手した情報を消防団等へ提供するとともに、必要な指示を行う。
町は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、町対策本部設置の要請などの措置等を行う。
- ⑦ 町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

2 町対策本部に移行する場合の調整

町は、情報連絡本部又は警戒本部を設置した後に、国から対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合は、直ちに情報連絡本部又は警戒本部を廃止し、町対策本部を設置して、新たな体制に移行する。

なお、大規模な災害が発生した際、災害対策基本法に基づく町災害対策本部が設置された場合において、その後、国から対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合は、直ちに町災害対策本部を廃止し、町対策本部を設置するものとする。

この場合、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置等

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、あらかじめ定めた連絡網により、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、原則として役場2階第3会議室に対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

町長は、町対策本部を設置したときは、議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町庁舎の被災等により町対策本部を町庁舎内に設置できない場合は、下記の場所に町対策本部を設置する。

なお、事態の状況に応じ、町長の判断によりその順位を変更することを妨げるものではない。

【第1順位】三股町中央公民館

【第2順位】三股町総合福祉センター

また、町外への避難が必要で、町内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して、町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

2 町対策本部の組織等

(1) 町対策本部の組織等

町対策本部の組織は、以下のとおりとする。ただし、町対策本部長は、武力攻撃災害の発生状況等を勘案し、これと異なる組織体制をとることができる。

① 町対策本部長、副本部長、本部員

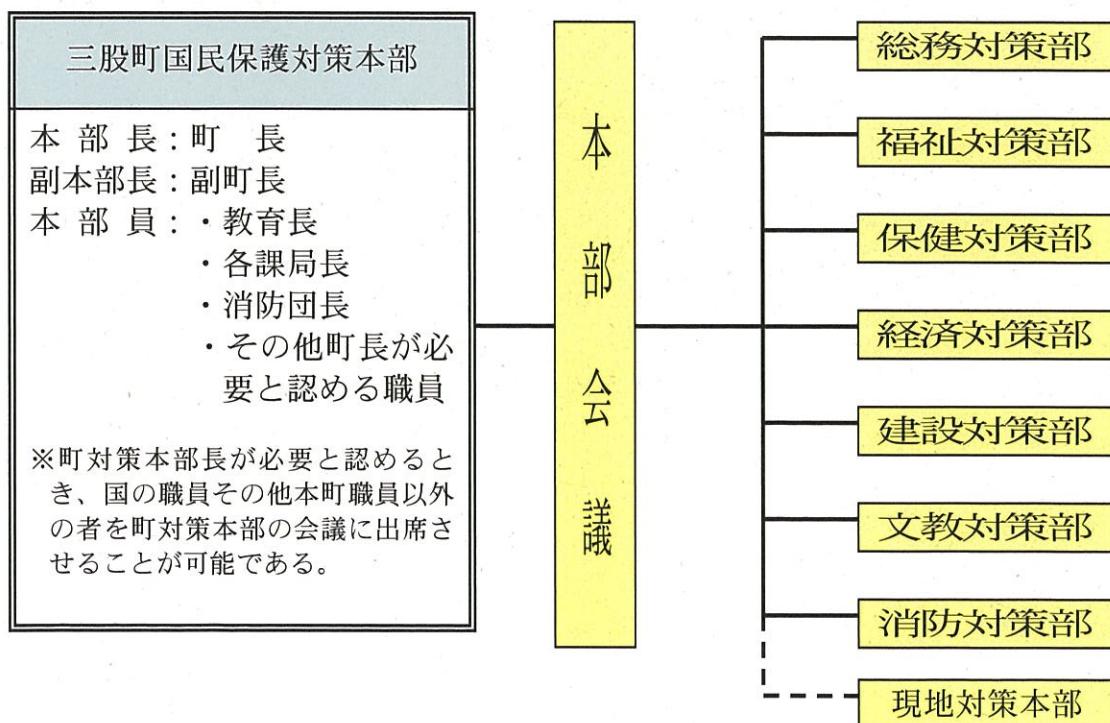
ア 町対策本部長は、町長をもって充て、町対策本部の事務を総括する。

イ 町対策本部の副本部長は、副町長をもって充て、本部長を補佐し、町対策本部の事務を整理する。

また、町対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 町対策本部の本部員は、教育長、各課局長、消防団長及びその他町長が必要と認める町職員をもって充て、本部の事務に従事する。

【町対策本部組織図】



② 対策部の設置

町対策本部長は、必要と認めるときは、各本部員を長とする対策部を設置する。

各対策部長は、各対策部の業務を掌理するとともに、各対策部は相互に連携・協力し、次表に示す業務を行うほか、町対策本部長が特に命ずる業務を処理するものとする。

部名	班名	業務
総務対策部 (総務課長)	統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の総括に関すること。 ・町国民保護措置の総合調整に関すること。 ・町対策本部会議に関すること。 ・関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・被害状況の集計・報告及び編集・保存に関すること。 ・本部・各部及び総務対策部内の連絡調整に関すること。 ・その他、他の部に属しない事項。
	財政管財班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の配置及び物資等の輸送に関すること。 ・庁舎内外の管理及び整備に関すること。 ・情報通信網の確立・復旧に関すること。 ・災害対策に伴う物品の調達に関すること。 ・国民保護措置に係る経費の収支に関すること。
	情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・警報等の伝達及び災害広報に関すること。 ・関係職員の動員及び派遣に関すること。 ・武力攻撃事態等に関する情報の分析に関すること。 ・避難の指示の通知及び伝達に関すること。
	地区対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部の設置に関すること。 ・現地調整所の設置又は職員の派遣に関すること。 ・地区内の連絡調整及び自主防災組織に関すること。
福祉対策部 (福祉課長)	救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・避難所における安否情報の収集提供に関すること。 ・被災者の収容に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・人的被害の調査に関すること。 ・日本赤十字社との連絡調整に関すること。
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者等の総合相談窓口に関すること。 ・緊急食糧、飲料水及び生活関連物資等の確保並びに配布に関すること。 ・被災者に対する炊き出しに関すること。 ・要援護者の居住状況の把握に関すること。 ・被災世帯の調査及び固定資産の被害調査に関すること。 ・社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・福祉対策部内の連絡調整に関すること。

部 名	班 名	業 務
保健対策部 (町民保健課長)	救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 ・被災地域における応急救護に関すること。 ・救急医薬品、衛生器材等の確保・配分に関すること。
	防 疫 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地及び避難所等の防疫並びにし尿の収集に関すること。 ・防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること。 ・被災地及び避難所等における感染病の予防及び調査に関すること。 ・下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・死体の収容及び埋火葬に関すること。
	給 水 班	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の被害調査及び給水に関すること。 ・給水及び修理等の資材確保に関すること。 ・保健対策部内の連絡調整に関すること。
経済対策部 (産業振興課長)	農 林 班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業用施設の被害調査に関すること。 ・山林、林道、林業施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・農林水産物（畜産物を除く）の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。
	畜 産 班	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産施設の被害調査に関すること。 ・家畜、飼料の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・被災地の家畜防疫に関すること。
	農 地 班	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・農道及び農業用水路等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・被災農家等の経営指導及び金融措置に関すること。 ・経済対策部内の連絡調整に関すること。
	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業、観光施設等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・被災時の食糧品の需給に関すること。 ・被災時の衣料品ほか生活必需品の需給に関すること。 ・被災商工業者に対する相談に関すること。 ・被災に起因する失業者の対策に関すること。

部 名	班 名	業 務
建設対策部 (都市整備課長)	土木建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・被災者の公営住宅への入居に関すること。 ・建築物及び町営住宅の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。
	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の情報収集に関すること。 ・道路、橋梁、河川等土木施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・公園施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・建設対策部内の連絡調整に関すること。
文教対策部 (教育長)	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・児童生徒の避難誘導に関すること。 ・教育備品の被害調査に関すること。 ・被災学校の保健衛生及び応急教育に関すること。 ・通学路の被害調査に関すること。 ・被災児童生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達供給に関すること。
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・社会体育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・施設利用者の避難誘導に関すること。 ・文教対策部内の連絡調整に関すること。
消防対策部 (消防団長)	消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・団員の招集及び配置に関すること ・住民の避難及び被災者の救助並びに人身の保護に関すること。 ・財産の保護に関すること。 ・消防施設の被害調査に関すること。 ・消防、水防器材の整備、確保に関すること。 ・要避難地域における残留者の確認に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・自主防災組織との連携に関すること。 ・その他の必要な国民保護措置に関すること。

(2) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町内における国民保護措置の実施に關し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(3) 町対策本部長等の代替職員

町対策本部長及び副本部長が交通の途絶、被災等により町対策本部に参集できないときは、次に定める代替職員がその職務を代理する。

また、本部員が参集できない場合の代替職員については、各本部員があらかじめ定めることとする。

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
本 部 長(町 長)	副 町 長	総務課長
副 本 部 長(副町長)	総務課長	都市整備課長

(4) 町対策本部会議

町対策本部長は、必要に応じ、本部の会議を招集し、情報の収集分析、対応策の検討等を行う。

なお、町対策本部長は、県職員や自衛隊、指定地方行政機関の職員等を会議に出席させたときは、当該出席者に意見を求めることができる。

(5) 現地対策本部の設置

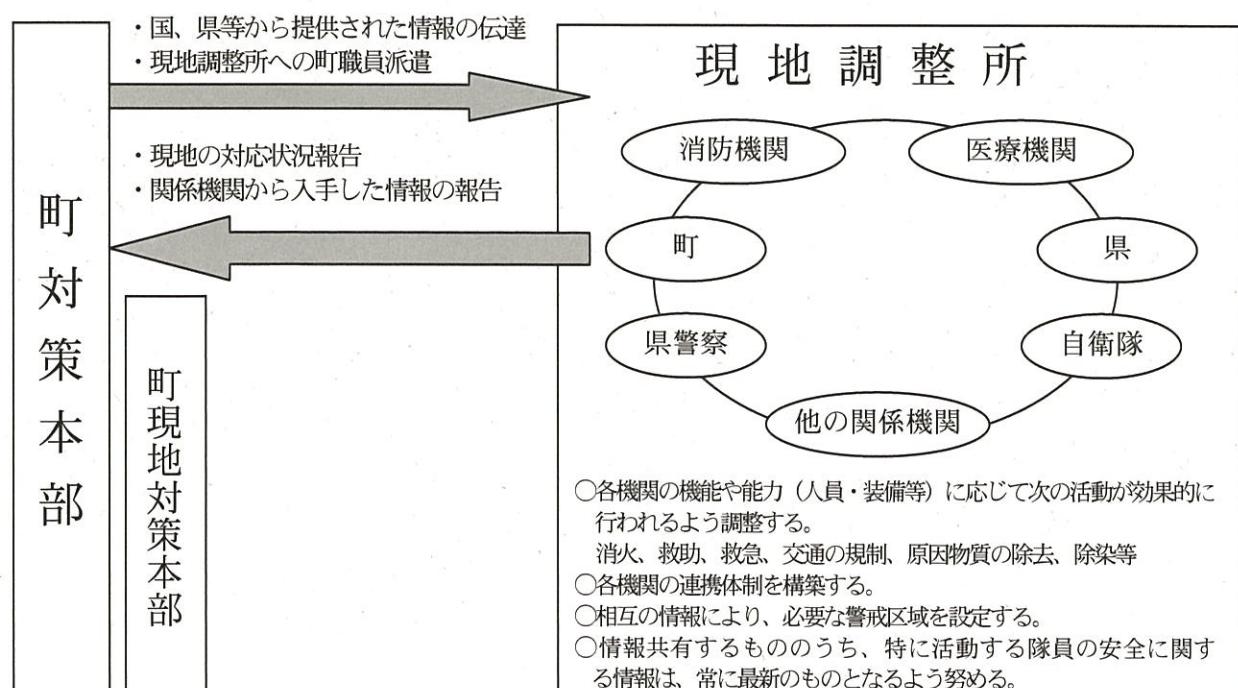
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長及び町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



3 町対策本部の運営

(1) 町職員の服務の原則

町職員は、町対策本部が設置された場合は、町対策本部長の命に従い、他のすべての事務に優先して、国民保護措置を実施するものとする。

この場合において、町対策本部長は、国民保護措置に従事する職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 職員参集時の留意事項

職員は、町対策本部に参集するときは、途中における被害状況を確認し、各課長等に報告するものとする。

また、参集途中に重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出等を優先し、その状況等について、各課長等に連絡するよう努めるものとする。

(3) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

4 通信の確保

町は、町対策本部を設置したときは、町地域防災計画に準じ、情報通信手段の確保を図るものとする。

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系村防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

5 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、広報責任者を設置するなど、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び県を通じて、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で当該本部の運用を行う。

2 消防局との連携

町は、町対策本部を設置した場合は、必要に応じ、連絡員の派遣を依頼し、各種の調整や情報共有を図る等により、消防局との密接な連携を図る。

3 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて宮崎地方協力本部長又は陸上自衛隊第43普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては西部方面総監、航空自衛隊にあっては第5航空団司令を通じて西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 町長その他執行機関（以下「町長等」という。）は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 町は、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の市町村に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 町は、他の市町村に対する事務の委託又はその変更若しくは廃止を行った場合は、上記事項を公示し、県に届け出るとともに、町長はその内容を速やかに町議会に報告するものとする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

7 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、その安全の確保に十分配慮するものとする。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○ 避難住民の誘導の援助（法第70条）

避難住民の先導の補助、移動中における食料等の配給、要援護者の避難の援助等

○ 避難住民等の救援（法第80条）

避難住民等に対する救援の補助

○ 武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）

消防のための水の運搬や救出された負傷者を病院に搬送する際の車両の運転、被災者の救助のための資機材の提供等

○ 保健衛生の確保（法第123条）

健康診断の実施、感染症の動向調査の実施、水道の水質検査の実施、防疫活動、被災者の健康維持活動の実施等に対する協力

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

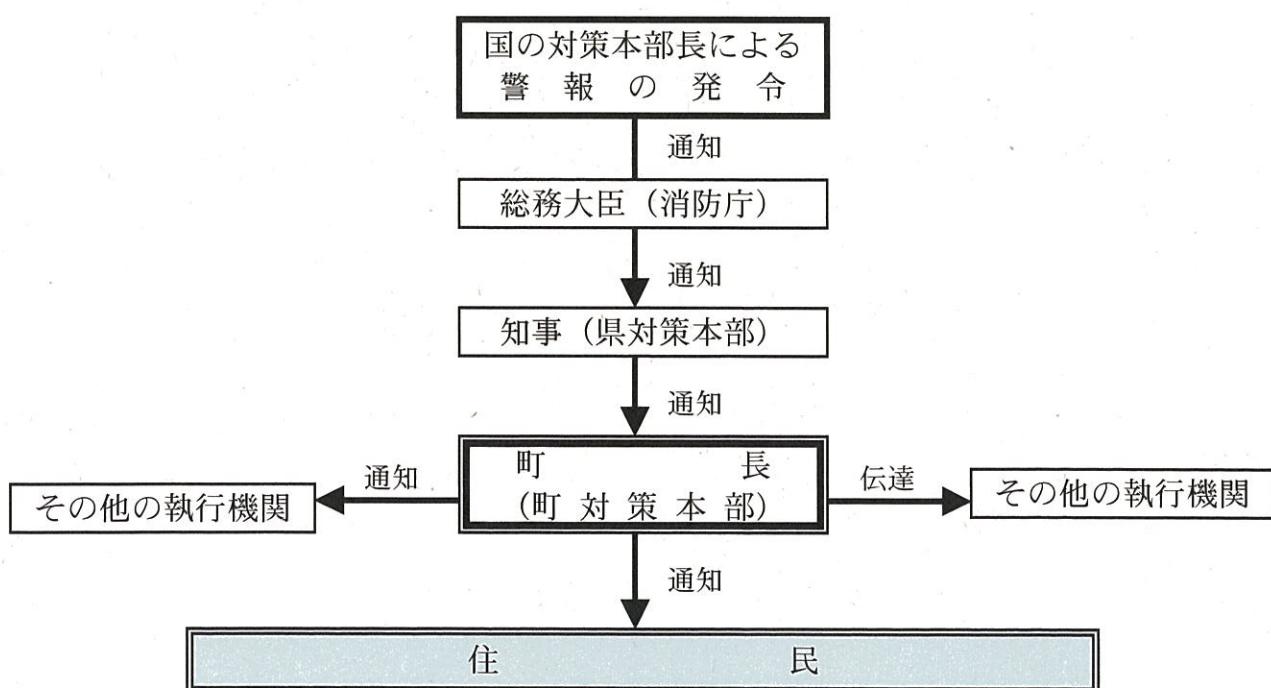
(1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の通知・伝達



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図るが、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達できるよう体制を整備する。

この場合において、町長は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉担当課との連携の下で災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

町長は、県から緊急通報の通知を受けた場合は、その内容を速やかに住民及び消防団等に伝達するとともに、関係機関に通知する。

また、緊急通報の伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

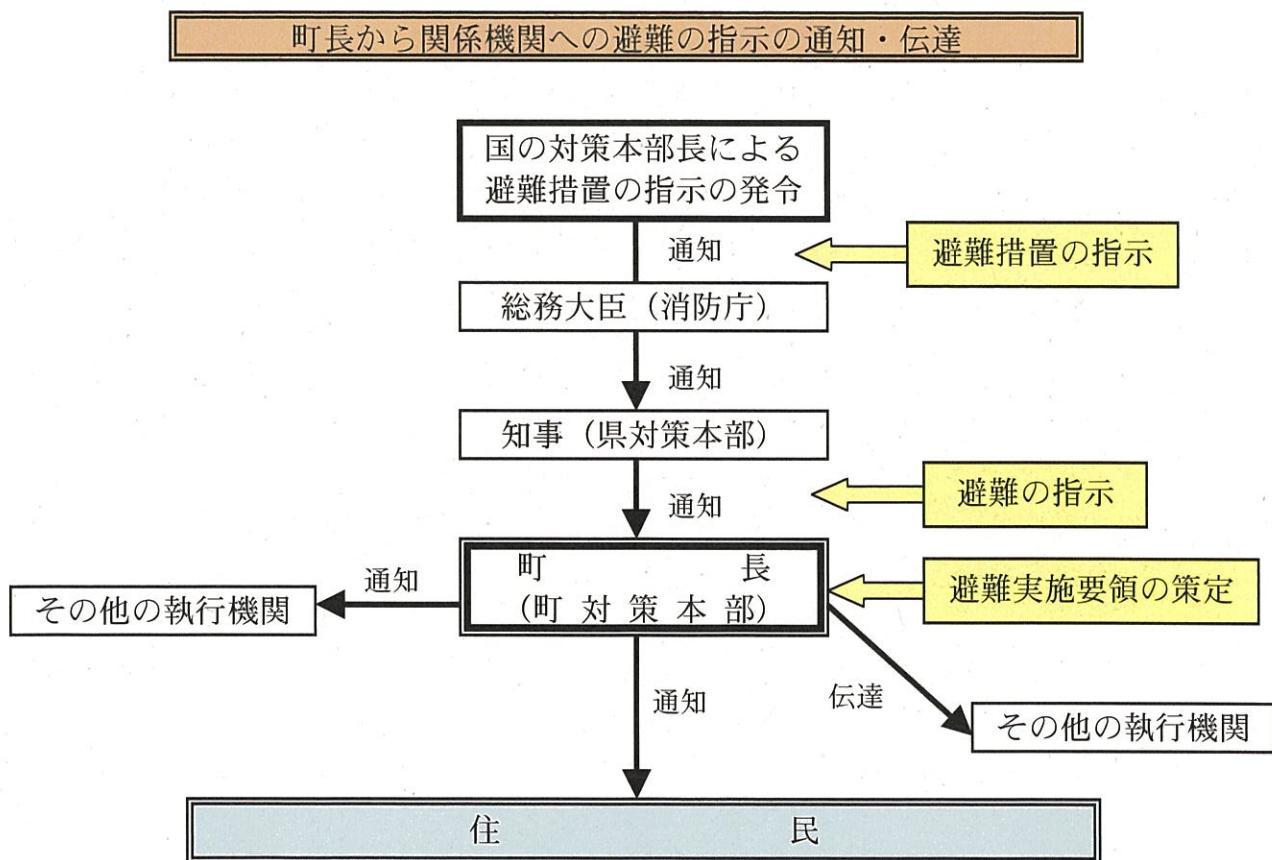
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が速かつて的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、及び自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難指示の内容の確認
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
- ⑤ 輸送手段の確保の調整
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整
- ⑧ 職員の配置
- ⑨ 関係機関との調整
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私 の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の 住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防局、消防団長、警察 署長、及び自衛隊宮崎地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町職員及び消防団長を指揮し、消防局及び消防署と連携・協力して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治公民館、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

町は、消防局及び消防署との連携のもと、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、別に定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と協力しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治公民館長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

町は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

町は、その管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態 4類型ごとの避難の留意事項

(1) 弹道ミサイル攻撃等の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難させることが基本であり、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させることとなる。

このため、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、避難措置の指示及び避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じる。

また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

このため、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 着上陸侵攻等の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。